

花巻市市民参画・協働推進委員会（第3回）会議録

日 時 令和7年7月29日（火）午前10時～午前10時30分

場 所 花巻市役所 本館 3階 302・303 会議室

出席者 委員出席者 9名 佐藤 良介（委員長・花巻商工会議所）、佐藤 道輝（花巻農業協同組合）、小野寺 広樹（花巻市校長会）、佐藤 洋子（花巻市地域婦人団体協議会）、黒須 修一（花巻青年会議所）、関上 哲（副委員長・富士大学教授）、佐藤 修子（亀ヶ森地区コミュニティ会議）、継枝 イク（八重畑コミュニティ会議）、高橋 愛子（浮田地区コミュニティ会議）

委員欠席者 6名 細川 祥（花巻市社会福祉協議会）、盛山 タサ（花巻市老人クラブ連合会）、太田 陽之（花巻市民活動ネットワーク協議会）、新田 真理子（公募委員）、新田 彩乃（公募委員）、岡田 芳美（公募委員）

市側出席者 7名 粒針 満（秘書政策課長）、八重樫 尚孝（秘書政策課企画調整係長）

【事務局】阿部 晋（地域振興部長）、坊澤 尚行（地域づくり課長）、藤村 真由美（地域づくり課市民協働係長）、紺野 優加（地域づくり課市民協働係主査）、桑原 弓佳（地域づくり課市民協働係主任）

傍聴者 なし

- 次 第 1 開会
2 あいさつ
3 審議
（1）市民参画に係る事後評価について 1件
新市建設計画（計画期間の延長・事業追加等） （総合政策部秘書政策課）
4 その他
5 閉会

1 開会 （開会 午前10時）

坊澤課長（事務局） 本日はお忙しいところ、またお暑い中、ご出席くださりまして誠にありがとうございます。

ただいまより第3回花巻市市民参画・協働推進委員会を開会いたします。

初めに、佐藤委員長よりご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

佐藤良介委員長 おはようございます。当委員会の委員長を務めております商工会議所副会頭の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、上田市長から諮問いただいた「新市建設計画（計画期間の延長・事業追加等）」の事後評価について審議いたします。

なお、審議に入る前に、本日初めて会議に参加される方がいらっしゃいますので、事務局から市民参画・協働推進委員会の所掌についてご説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

坊澤課長（事務局） それでは、委員長からお話があったとおり、市民参画・協働推進委員会の所掌につきまして、事務局から改めてご説明いたします。

藤村係長
(事務局)

それでは、説明申し上げます。

当市では、花巻市まちづくり基本条例により、花巻市におけるまちづくりの基本的な事項を定めており、市民が市政に参画する機会を保障することが規定されています。当委員会は参画と協働によるまちづくりを進めるため、このまちづくり条例第15条に基づき、設置された委員会となります。

その所掌につきましては、花巻市市民参画条例施行規則第7条にあるとおり、「市政への参画方法の研究や改善に関する事項」、「市民参画及び協働の推進に関する事項」、「市民参画の手続の実施状況の点検及び評価に関する事項」、「花巻市まちづくり基本条例及び条例の見直しに関する事項」となっております。

市民参画については、まちづくり条例第2条第3項に「市民が主体的にまちづくりに参加し、その意思決定に関わることをいいます。」と規定しています。

また、まちづくり条例第5条第1項第1号には、「市民、市議会及び市の執行機関が互いの信頼関係のもとに、参画と協働によるまちづくりを行うこと。」とされており、花巻市にとって市民参画は市政を進める上での基本原則となっております。

次に「市民参画の保障について」です。まちづくり条例第12条第1項には「市の執行機関は、まちづくりに関する重要な計画の策定及び変更並びに条例等の制定改廃に当たっては、市民が自らの意志で参画できる方法を用いて、市民が意見を表明する機会を保障するものとします。」と規定されております。

なお、同条第2項において「市民の参画については、別に条例を定めるものにします」との規定されていることから、花巻市市民参画条例を令和5年12月議会での議決を経て制定いたしました。

このように、市の執行機関は、花巻市まちづくり基本条例と市民参画条例の規定に基づき市民に市民参画を保障する必要があります。

なお、花巻市まちづくり基本条例第5条の趣旨に鑑み、市の執行機関は、市民参画条例第5条により市民参画の対象とされた事項はもちろん、市民参画の対象とならない事業であっても、各部署において、必要と判断したものについては、アンケートの実施や市民説明会を開催するなど、市民の意見を聞く機会を設けておりますので、引き続きそのような考えで取り組んでいきたいと考えております。

次に、市民参画の事務処理手順についてご説明いたします。

まず、市民参画の実施前の流れですが、図の左の欄より市民又は委員会、この委員会は市民参画・協働推進委員会のことを言っております。そして真ん中の欄の職員チーム、地域づくり課、右の欄の担当部署となっております。

まず、地域づくり課において市民参画の案件について担当部署へ照会を行います。担当部署では地域づくり課に報告しつつ、職員チーム会議と本委員会へ市民参画計画を説明いたします。地域づくり課としましては、職員チーム会議（内部評価）を経て、本委員会（外部評価）へ諮問答申を行い、評価結果に応じて、担当部署と協議の上、市民参画計画を決定いたします。その後、地域づくり課で本委員会の評価結果と市民参画の周知、また担当部署においても市民参画の周知を行い、市民のみなさんへ市民参画についてお知らせいたします。周知後、担当部署において、市民参画の実施、市民のみなさんから意見を表明していただく、という流れになっております。

次に、市民参画の実施後の流れですが、地域づくり課において市民参画の案件について担当部署へ照会を行い、担当部署では地域づくり課に報告、職員チーム会議と本委員会へ市民参画の報告を説明いたします。職員チーム会議（内部評価）を経て、本委員会（外部評価）へ諮問答申を行います。答申後、地域づくり課において委員会の評価結果および実施した市民参画の結果を公表いたします。その後、担当部署では、市民参画の実施に基づいて、計画や条例等の修正を実施する、という流

れになっております。

市民参画の対象については、花巻市市民参画条例第5条第1項に規定しており、ご覧のとおりとなります。

なお、「軽微な事項として規則で定めるもの」、「緊急に実施しなければならない事項」、「法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施する事項」に該当する場合、市民参画の対象となる重要な計画等であっても、市民参画を行わないことができるものとしております。

市民参画の実施時期については、花巻市市民参画条例第7条第1項に規定しているとおり、市民への影響または市民の関心度を考慮し、企画、立案、実施及び評価の過程から市民参画の方法を効果的に行うことができる時期としております。

市民参画の方法は「意向調査」、「パブリックコメント」、「意見交換会」、「ワークショップ」、「審議会その他の附属機関における委員の公募」、「その他適切と判断される方法」の6つがあり、対象となる計画または条例等に応じて、このなかから2つ以上の方法により行うこととなっています。

市民参画の実施予定及び結果の公表についてです。花巻市市民参画条例及び、花巻市市民参画条例施行規則に基づき、より多くの市民の方々が参画しやすくなるよう市民参画の実施予定と実施結果を公表することとしております。公表方法や公表事項については、記載のとおりとなります。

最後に市民参画の評価についてですが、当市の市民参画の評価は、本委員会による外部評価と職員チーム会議による内部評価の2段階評価により実施しております。

事前評価では、実施前の市民参画について、参画の対象や方法、実施時期が適切かどうかを評価します。

市民参画の実施後は、市民参画が計画どおり実施できたか、参画の仕組み全体が機能したかを評価します。

なお、評価時の留意点ですが、策定する、あるいは策定した条例や計画等の内容を担当課から説明がなされるのですが、例えば「この条例にこのような文言を追加したほうが良いと思う。」や「このような計画を作った方が良い。」というような条例や計画の中身を審議するのではなく、この条例や計画を策定するために計画した市民参画が適切か、或いは計画されていた市民参画が実施されていたか、という視点で評価をお願いいたします。

これまで説明したものに关しましては、「市政への市民参画の手引き」に記載しておりますので、ご覧いただければと思います。

簡単ではございますが、以上でございます。

審議
坊澤課長
(事務局)

それでは、審議に入ります。

本委員会では、各種計画の案や条例案等の作成に当たり、市民参画の方法や時期につきまして評価をいただくものとなります。また、当市の市民参画の評価は職員チーム会議による内部評価及び委員会による外部評価の2段階により実施しております。つきましては、担当部課からのご説明の前に、事務局から事前評価の際の評価結果及び本日の委員会の前に行いました職員チーム会議での評価につきまして、報告申し上げますのでそれを踏まえまして、ご審議くださいますようお願いいたします。

花巻市市民参画条例施行規則第9条第2項によりまして、議長は委員長となります。どうぞよろしくお願いいたします。

佐藤良介委員長 それでは先ほど申し上げましたとおり、本日は総合政策部秘書政策課の「新市建設計画（計画期間の延長・事業追加等）」の事後評価について審議いたします。説明者として、粒針満秘書政策課長、八重樫尚孝秘書政策課企画調整係長に出席いただいておりますのでよろしくお願いいたします。

では、事務局より説明をお願いいたします。

藤村係長（事務局） それでは事務局から市民参画計画の事前評価の結果と職員チームによる事後評価結果について報告いたします。

「新市建設計画（計画期間の延長・事業追加等）」についてですが、事前評価につきまして、令和7年1月15日に職員チーム会議にて事前評価を行い「適切である」という評価をいただいております。また、本委員会での事前評価の結果につきましては、令和7年2月13日にご審議いただきまして、本委員会でも「適切である」というご評価をいただいております。

なお、本委員会の前に行われました職員チーム会議においては、令和7年7月7日に審議した結果、「適切である」という評価でございました。

事務局からの説明は以上です。

**粒針課長
（秘書政策課）**

総合政策部秘書政策課長の粒針と申します。

私の方から「新市建設計画（計画期間の延長・事業追加等）」につきまして、市民参画の実施結果についてご説明させていただきます。

対象の名称は「新市建設計画（計画期間の延長・事業追加等）」でございます。いわゆる新市建設計画の変更に関する内容でございます。対象の内容のうち目的にもありますように、新市建設計画は、「（旧）市町村の合併の特例に関する法律」の規定に基づき、合併後の新市の一体感の速やかな確立と住民福祉の向上等を図るために策定され、現在は財政上非常に有利な合併特例債を発行するための根拠となる計画として運用されています。

本計画は当初、計画期間を10年間として策定いたしまして、その後、国の法律改正に呼応し、平成28年3月に1度目の変更を行い、計画策定当初平成27年度までであった計画期間を平成37年度つまり令和7年度まで延長したほか、統計数値の更新、文言修正及び事業追加等の変更を行ってございます。

さらに、平成30年には根拠法令であります「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が改正されまして、合併特例債を発行できる期間がさらに5年延伸されたことから、合併が行われた年度及びこれに続く25年間である令和12年度まで計画期間を延長できるとされたところでございます。

本市といたしましては、現行期間の終期である令和7年度末においても、合併特例債の発行可能額が残ると見込まれたことから、令和8年度以降も財政上非常に有利な合併特例債を活用していくために、今般、計画期間を令和12年度まで延伸したほか、統計数値の更新及び合併特例債の活用が見込まれる事業の追加等の変更を行ったものでございます。

次に、2の実施した市民参画の方法についてであります。当初の計画どおり2つの方法を実施いたしました。

1点目は、「パブリックコメントの実施」でございます。

実施にあたりましては、広報はなまき3月1日号に掲載したほか、市ホームページ、SNS、FMはなまき、東和地区の有線放送により周知を行いました。

素案につきましては、総合政策部秘書政策課、総務課、各総合支所地域振興課、各振興センター、各市立図書館、まなび学園、保健センター、なはんプラザに備え付けたほか、市ホームページにも掲載いたしました。

実施時期につきましては、「花巻市パブリックコメント制度に関する指針」に基づきまして、令和7年3月11日から4月9日まで30日間実施をいたしまして、全市民を対象といたしました。

実施結果でございますけれども、2名から10件のご意見をいただいたところでございます。

また、パブリックコメント実施期間中の市ホームページの閲覧数は268件という結果でございました。

結果の公表につきましては、いただいたご意見に対する市の考え方を一覧に整理した上、4月22日に市ホームページに掲載し公表しております。

次に自己評価についてでございますが、市民参画の結果については、パブリックコメントの実施により、全市民を対象として意見を表明する機会を設けることができ、少数ではありますが、2名の方から10件のご意見をいただくことができたことと捉えております。

なお、いただいた10件のうち、2件は具体的な事業提案でありましたが、すでに掲載されている計画本文や事業と類似した内容でございまして、残り8件は計画に掲載されている事業の進捗状況を問うものや、市町村合併そのものに関する内容であったことから、いずれも素案の修正は行わなかったところでございますが、先ほど申し上げたとおり、いただいたご意見に対する市の考え方につきましては市のホームページでも公表しているところでございます。

そのほか、予定を変更して実施した内容というものはございませんでした。

反省点や改善点につきましては、特になしとさせていただきます。

次に、2点目の「審議会その他の附属機関における委員の公募」についてでございます。

こちらにつきましては、構成メンバーに公募委員がおります花巻市地域自治推進委員会及び各地域協議会へ諮問を行いました。

周知方法及び周知時期については、委員の方々に開催日の2週間以上前に開催通知及び会議資料を郵送により通知したところでございます。

実施結果でございますけれども、令和7年4月22日から25日にかけて諮問を行い、全てから原案に賛成する旨の答申をいただいたところでございます。

結果の公表につきましては、花巻市地域自治推進委員会及び各地域協議会の担当課の方から、開催結果を市ホームページに掲載しております。

次に、自己評価についてでございますけれども、市民参画の効果については、諮問の際にそれぞれの地域の実情や特有の課題を踏まえたご質問やご意見をいただき、それに回答させていただいた上で、原案に賛成する旨の答申をいただくことができたことと捉えてございます。

なお、各会議においては今回の計画変更において新たに追加した事業の内容や財政見通し、あるいは未着手となっている事業の状況等に関するご質問やご意見等をいただきまして、その都度、市の考え方についてご説明をさせていただいたところであり、その結果いずれの会からも原案に賛成する旨の答申をいただいたところでございます。

そのほか、予定を変更して実施した内容はございませんでした。

反省点といたしましては、会議資料が多くなることから、早期に会議資料を各委員に送付いたしましたが、資料送付後に一部修正を行ったことから、諮問当日に資料の一部差替えと正誤表による説明を行う必要が生じてしまいました。この点は反省

すべき点と捉えております。

改善点につきましては、特になしとさせていただきました。

説明は以上となりますけれども、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

佐藤良介委員長

それでは「新市建設計画（計画期間の延長・事業追加等）」について審議いたします。事務局から説明があったとおり、令和7年2月13日に本委員会において、市民参画の計画について事前評価を行った際、「適切である」と評価したことになります。はじめに、参画の対象について何かご意見等ございますか。

（発言するものなし）

佐藤良介委員長

それでは、方法①パブリックコメントの実施について何かご意見等ございますか。

（発言するものなし）

佐藤良介委員長

では、最後に方法②審議会その他の附属機関における委員の公募として、花巻市地域自治推進委員会、各地域協議会への諮問について、何かご意見等ございますか。

（発言するものなし）

佐藤良介委員長

それでは、評価に入りたいと思います。

令和7年7月7日に開催された職員チーム会議において「適切である」と評価されております。

当委員会といたしましても「適切である」と評価いたしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

佐藤良介委員長

では、「適切である」といたします。ありがとうございました。

（説明員退出）

佐藤良介委員長

以上で審議を終了いたしますが、市民参画・協働推進委員会の所掌について、黒須委員から質問があるとのことでしたので、お願いいたします。

黒須委員

市民参画・協働推進委員会の所掌について、1点お聞きしたいことがあるのですが、事業実施前と事業実施後にどのように評価をするか、というのが示されていましたが、事前評価については参画の対象や方法、実施時期が適切かどうかを評価するのに対し、事後評価については市民参画が計画通り実施できたか、参画の仕組みが機能したかを評価するとなっております。

基本的に、事後評価時には計画されていた市民参画が、計画通りに実施できたかのみを審議する形なのではないでしょうか。事後評価時にすでに終了している市民参画につ

いて、次回こうしようやこうしたら良かったのではないかのよう、改善点や修正点等の意見や提言を述べても良いものなのでしょうか。

坊澤課長
(事務局)

事後評価につきましては、基本的には市民参画が計画通り実施されていたか、というのが1つの視点であると思います。

ただ、黒須委員のおっしゃる通り、同様の計画や条例等の策定時においては、過去の市民参画を例に、このように実施してはどうか、などのご意見はもちろん頂戴したいと考えておりますし、そういったご意見に関しましては、今後の市民参画に反映したいと考えております。

佐藤良介委員
長

市民参画には事前評価と事後評価があり、事前評価時には、策定する計画や条例について詳しく説明していただきますし、計画している市民参画の方法が適切かなどを本委員会においてご意見を頂戴することとなります。事後評価時は、あくまでも市民参画の計画通り行われたかチェックしていく形となりますので、よろしくお願いいたします。

坊澤課長
(事務局)

はい、ありがとうございました。

本日はお忙しいところご審議くださりまして誠にありがとうございました。

次回の委員会については、11月頃に開催を予定しております。日程が決まり次第お知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

それではこれもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

(閉会 午前10時30分)